

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年11月10日(金) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由喜門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
藤 澤 美 芳

欠席委員
大 内 美智子 久 山 英 之
4. 農地利用最適化推進委員
松 尾 頼 男 大 森 一 廣 岡 崎 浩 田 中 伸 五
原 田 敏 一 三 浦 義 弘 山 本 祐 章 茂 成 和 延
5. 議事に参与した者
事務局長 小林 裕治
事務局 島 宏彰
事務局 久山 貴史
事務局 大原 康岐
6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成29年度瀬戸内市農業委員会、第8回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。今年は稲秋の方が天候の関係で大変遅れているということで、皆さんにはお忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。今回は任期が替わって、初めての総会ということで皆さんと勉強しながら会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、大内委員、久山委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長より申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに野田委員、由喜門委員、よろしくお願いします。早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成29年度瀬戸内市農業委員会第7回総会で農地転用許可と議決されました、株式会社丸通地建外5件の農地法第5条許可申請につきまして、平成29年10月26日付けで瀬戸内市開発審議会から承諾がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「岡山市東区西大寺中■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜6865-12」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,195㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は9,617㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名となっております。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんは利用権設定により「畑」として耕作してもらっておりましたが、今後は譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の小西委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「岡山市東区長沼■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「邑久町北島■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「邑久町向山156-2」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,220㎡。「邑久町向山157-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,326㎡。譲受人の農地までの距離は1,700m。耕作面積は14,617㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の

理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんさんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の片岡委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町豊原■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町豊原1042」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は191㎡。譲受人の農地までの距離は70m。耕作面積は20,562㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の木下委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【4番案件】

譲受人「邑久町上笠加■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「邑久町上笠加■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「邑久町上笠加5 1 8 - 1」外14筆。登記地目は「田12筆、畑3筆」、現況地目も同様に「田12筆、畑3筆」。面積は田7,357㎡、畑631㎡。計7,988㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は6,072㎡です。家族数は4名、うち耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」及び「畑」として耕作・管理しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の太田委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【5番案件】

譲受人「邑久町上笠加■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町上笠加■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町上笠加■■」。

登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,255㎡。

「邑久町上笠加503-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。

面積は540㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は

90,250㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は1名。取得の理由は

「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。

なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっており、第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■■」さんが「田」として耕作しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の太田委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【6番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「長船町服部■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。

農地の所在地は「長船町服部76-1」。

登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は938㎡。譲

受人の農地までの距離は10m。耕作面積は5,134㎡です。家族数は

3名、うち耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡

理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と前担当委員の長船委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、本来であれば担当委員さんのご意見を伺うところですが、11月より委員さんの交代がありましたので、代わりに事務局から説明をお願いします。

事務局 本来であれば、それぞれの担当地区の推進委員さんに意見をいただくところですが、今回の申請案件については10月20日〆切の許可申請となっており、確認書への署名押印も前委員さんが行っておりますので、事務局の方で事前に前委員さんから聞き取りした内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、1番案件ですが、譲渡人の■■■さんは、現在、岡山市東区西大寺に住んでおり、高齢となったため、耕作することが難しくなったことから、農地の処分を考えており、譲渡人の■■■さんに譲る話がまとまったそうでございます。今後、引き続き■■■さんが畑として耕作されていくそうで、特に問題ないと聞いております。

続いて、2番案件ですが、譲受人の■■■さんはこれまで岡山市を中心に耕作をしておりましたが、弟さんと息子さんが農業をするとい

うことで経営の拡大をしており、自宅から近い瀬戸内市の土地も視野に探していたそうです。この度、譲渡人の■■■さんが高齢のため、農業をやめようと考えていたところ、■■■さんへ申請地を譲渡するということがまとまったそうです。■■■さんも高齢ではありますが、弟さんや息子さんも農業に従事されるということなので、今後も適切に耕作できるものと思われま

次に、3番案件ですが譲渡人の■■■さんが高齢となり、今後耕作を続けていくことが難しく、耕作放棄地となってしまうおそれがあることから、近隣に住む■■■さんが申請地を譲り受けて、引き続き耕作を続けていくということで話がまとまったものです。

続いて、4番、5番案件についてですが、譲渡人の■■■さんは、住所は邑久町上笠加にありますが、仕事の都合上、多くを神奈川県に滞在されている状況にあり、耕作をしていくことが難しいようで、これまでは5番案件の譲渡人である■■■さんに貸して耕作してもらっていたようです。今後もご自身での耕作は難しいことから、所有する農地について、近隣に住む■■■さんと耕作してもらっていた■■■さんに譲渡するものです。いずれの譲受人につきましても、引き続き耕作を続けていただけるものと思われま

最後に、6番案件ですがこちらは譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、所有する農地の一部を生前贈与するものとなっております。譲受人はこれまでも耕作を手伝っており、世帯の中での移転となっておりますので、特に問題はないと思われま

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

【1番案件】

申請人「邑久町尻海■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尻海1830」。地目は「田」。面積は1,670㎡。転用目的は「農地改良」。施設の概要は「畑 1,670㎡」。農地区分は農

振農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、農用地区域内の農地であり、農地改良に伴う一時転用の許可申請となります。場所につきましては資料6ページをご覧ください。三谷池から南へ約500m、県道高助西浜線沿いに位置しております。

【2番案件】

申請人「大阪府吹田市山田西■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福岡108-3」。地目は「田」。面積は330㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 79.49㎡」。建ぺい率は「24.09%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。資金は借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページをご覧ください。福岡郵便局から北東へ約100mのところに位置しております。以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見の代わりに事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、1番案件ですが、こちらは田から畑へ農地改良を実施するもので、面積が1,000㎡を超えることから一時転用で申請をいただいているものです。申請地は登記簿上、田となっておりますが、現況は耕作できておらず、木も生えているような状況となっております。また、申請地から北側の農地についても同様の状況にあるため、既存水路の維持管理もできておらず、用排水の管理が難しいことから、田から畑に改良を行うものです。改良後につきましては、果樹の栽培を中心に、一部は自家用野菜の畑として利用する計画となっております。排水については自然浸透と西側水路へ排水する計画となっており、地元役員の同意もとれております。また、隣地地権者の同意もとれておりますので、特段、農業上の影響はなく、問題はないと思われま

続いて、2番案件ですが、こちらの案件につきましては、現在は、大阪にお住まいの土地所有者である■■■さんが瀬戸内市に戻ってまいりまして、息子さんと共同で2世帯住宅を建てるものです。なお、こちらの案件については、転用事業者が土地所有者の■■■さんと息子さんである■■■さん両名となっているため、同事業内容の申請が第3号議案にも申請されております。申請地につきましては、もともと1反ちよつとの農地でしたが、住宅の規模に合わせて分筆しており、残った農地は引き続き耕作を続けていかれるそうです。用水については造成に伴い、敷地南側の道路沿いに新たに水路を設けて

確保する計画となっております。排水については合併浄化槽を通して申請地の東側にある団地の排水路に接続することとなっております、地元役員の同意等も得られており、特に問題はございません。

議 長 はい、ありがとうございます。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料3頁目下段をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「岡山市東区竹原1102番地 製造業 有限会社キャルホールド」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田1190-2」。地目は「畑」。面積は870㎡。「邑久町豆田1192-3」。地目は「田」。面積は321㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場870㎡」「通路 51㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。豆田工業団地の一角にあり、豆田水源地から北に約50mのところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町北島■■■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■」。土地の所在地は「邑久町北島548-5」。地目は「田」。面積は321㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 70.61㎡」。建ぺい率は「22.00%」となっております。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は借入金■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。もろおかクリニックから東に約300mのところに位置しております。

【3番案件】

借人「岡山市中区清水■■■■」。貸人「大阪府吹田市山田西■■■■」。土地の所在地は「長船町福岡108-3」。地目は「田」。面積は330㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 79.49㎡」。建ぺい率は「24.09%」となっています。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。資金は、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。こちらにつきましては、第2号議案の2番案件と同事業となっております。場所につきましては、資料7ページのとおりに福岡郵便局から北東へ約100mのところのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議長 続いて、担当委員さんのご意見の代わりに事務局の説明をお願いします。
- 事務局 まず、1番案件ですが、譲受人は、現在、岡山市東区竹原の方でコンピュータの基盤等の設計・製造を行っており、今回、申請地隣地にある既存の建物を工場兼事務所として、豆田へ移転してくる計画です。このため、申請地は、従業員や配送トラックの駐車スペースとして利用する計画となっております。露天駐車場のため、生活雑排水等の排水はございませんが、雨水については隣地境界線に側溝を設けて敷地南側にある既存水路へ接続する予定です。隣地につきましては、資料8ページの地籍図では申請地の東側も畑となっておりますが、こちらは既に転用済みの土地で昭和商会の工場が建っております。申請地北側には農地が残りますが、北側から進入可能であり、隣地同意も得られておりますので、農業上の支障はないと思われま。
- 議長 続いて、2番案件ですが、申請地は県道牛窓邑久西大寺線沿いにある譲渡人所有の農地に息子さんである■■■さんが家を建てるものとなっております。こちらももともとの農地を一部分筆して転用するものであり、残地は農地として引き続き利用いたします。排水、隣地関係の同意は得られており、特に農業上支障はないと思われま。
- 議長 最後の3番案件ですが、こちらは先ほど説明しました第2号議案の2番案件と事業内容は同じものでございます。申請人は、土地所有者である■■■さんの息子さんで、共同で2世帯住宅を建てることから、5条申請もいただいております。内容につきましては、先ほどと同様のため、省略させていただきます。
- 議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定でございますが、12月13日水曜日に総会の開催を予定しております。また、1月の総会につきましては、1月16日火曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度11月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時10分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年11月10日

議 長

署名委員

署名委員